

### 障害福祉サービス相談窓口

障害者支援課、各総合支所市民生活課の他、市内7カ所に障害福祉サービス相談窓口を設置しています。  
☎障害者支援課(☎231-1920 FAX222-3180)

相談窓口	連絡先
障害者生活支援センター(貴船町三丁目)	☎228-3211 FAX224-2302
こども発達センター(幡生本町)	☎233-9850 FAX233-9851
支援センターひえだ(稗田中町)	☎251-6161 FAX251-6177
なごみの里相談支援センター(大字蒲生野)	☎262-2111 FAX262-2115
菊川障害者生活支援センター(菊川町下岡枝)	☎287-2877 FAX287-1270
支援センター一歩社(豊浦町吉永)	☎775-4171 FAX775-4172
はまゆう園相談室(豊北町滝部)	☎782-1683 FAX782-1520

☎0歳〜未就学児の親子、妊婦とその夫 ※対象児以外の子どもも可 ☎2



### ブックスタートふれあいの会

☎3歳以上、小学校修了前の第1・2子、各1万円、第3子以降11人につき1万5000円、中学生11万円、所得制限限度額以上の方一律5000円、☎印鑑、金融機関の口座番号が分かる物、

税所得割非課税世帯18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童、児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯、小学校卒業までの児童のみ、所得制限なし、義務教育就学前児のみ、健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物(児童扶養手当証書、民生委員の証明など)、平成24年1月2日以降転入の方は、平成24年度所得課税証明書(転入家族全員分)、☎こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所 ☎こども家庭課(☎231-1928)

### 児童手当の申請を



☎中学校修了前(15歳になった最初の3月31日まで)の児童を養育している方 ※所得制限あり ☎手当月額▽3歳未満1万5000円、▽3歳以上、小学校修了前の第1・2子、各1万円、第3子以降11人につき1万5000円、▽中学生11万円、▽所得制限限度額以上の方一律5000円、☎印鑑、金融機関の口座番号が分かる物、

☎こども家庭課(☎231-1353)

月3日(日)▽乳児対象11午前10時〜11時、▽幼児対象11午前11時〜正午、☎ひかり童夢、☎絵本の読み聞かせ、パネルシアター、手遊び、月齢に応じた絵本紹介など

厚生年金・共済組合に加入している方は年金加入証明書が健康保険被保険者証の写し、平成24年1月2日以降に転入した方は、前住所地の平成24年度所得課税証明書、☎こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。☎公務員は原則、勤務先で手続きを

☎こども家庭課(☎231-1928)

### 児童扶養手当の申請を

☎父か母と生計を共にしていない児童を養育しているひとり親家庭の父母が養育者で、年金などの公的給付金を受けることができないなど、一定の条件に該当する方、☎対象期間11児童が18歳に達する日以後最初の3月31日まで、☎障害のある児童は20歳の誕生日の前日まで、☎こども家庭課、各総合支所市民生活課へ。

☎こども家庭課(☎231-1928)

☎こども家庭課(☎231-1928)

☎こども家庭課(☎231-1928)

☎こども家庭課(☎231-1928)

☎こども家庭課(☎231-1928)

☎こども家庭課(☎231-1928)

### 後期高齢者医療健康診査の受診を

☎平成24年11月30日までに後期高齢者医療制度の被保険者となった方(受診券を送付済み) ☎3月31日(日)まで ☎▷健診項目=問診、診察、血液検査(貧血検査含む)、尿検査 ▷受診機関=市内の各医療機関(受診券と一緒に一覧表を送付済み) ▷結果の通知=次のいずれか ①受診した健診機関から郵送 ②受診した健診機関で結果を説明 ※受診券を紛失した場合、被保険者証を持参して、保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所で受診券の再交付申請を ☎500円 ☎健康診査受診券(オレンジ色の紙)、質問票(質問が記載してある紙)、後期高齢者医療被保険者証 ☎☎保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

☎こども家庭課(☎231-1358)

☎こども家庭課(☎231-1358)

☎こども家庭課(☎231-1358)

☎こども家庭課(☎231-1358)

☎こども家庭課(☎231-1358)

☎こども家庭課(☎231-1358)

☎こども家庭課(☎231-1358)

### 各総合支所市民生活課

▽菊川(☎287-4003)  
▽豊田(☎766-2180)  
▽豊浦(☎772-4023)  
▽豊北(☎782-1922)

### 介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

☎市内に住所がある、昭和23年2月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要のため介護保険のサービスを希望する方、☎介護保険被保険者証、☎介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。☎介護保険課(☎231-3184)

### 保険・年金